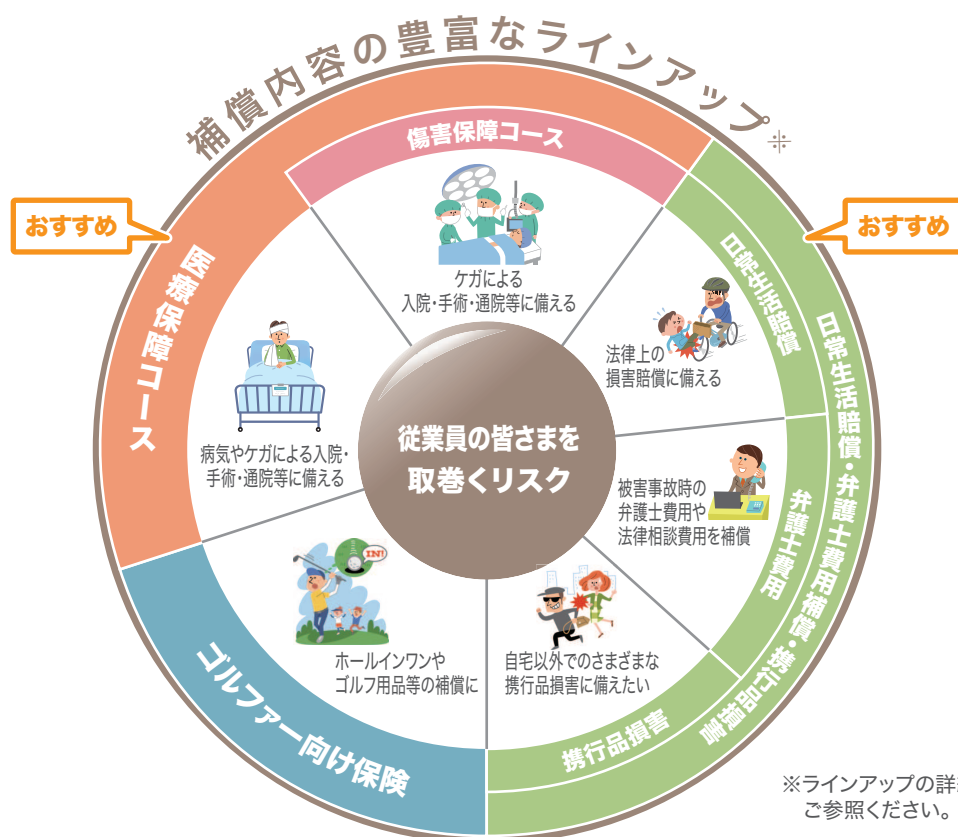


ルネサスグループのみなさまへ

団体疾病・傷害保険

団体総合生活補償保険

病気・ケガ・災害時、万一のリスクに自ら備えることで、安心して働けるように、福利厚生制度の一環として、会社が提供しているルネサスグループ従業員専用の保険です。



※ラインアップの詳細はP3～4をご参照ください。

ルネサスグループならではの割安な保険料

2026年契約

2027年契約

疾病保障部分

33.5%割引



37.0%割引

傷害保障部分

約40.2%割引



43.3%割引

割引率が
拡大しました！

本パンフレットには「団体疾病・傷害保険パンフレット別冊」が付いています。詳細は下記枠内のご説明をご確認ください。

団体疾病・傷害保険にご加入の皆さまへ

2027年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、団体総合生活補償保険の保険料改定を行っています。更新に際し、改定後の保険料にてご案内しますのでP5～10をご確認ください。

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）等は、右記二次元コードに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

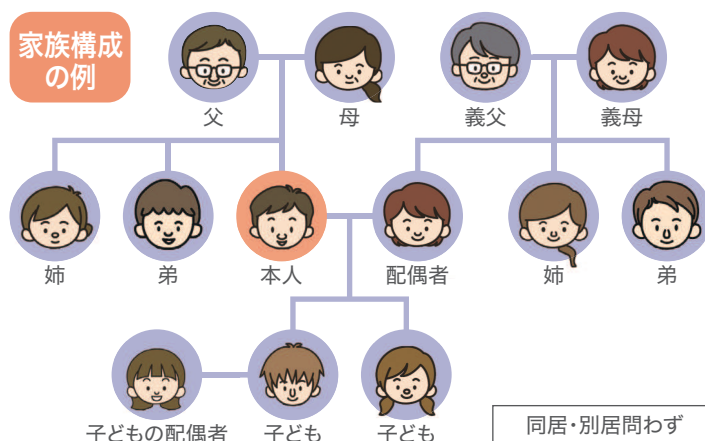
https://www.hitachi-hoken.co.jp/group/renesas/ebook/index_kousin.html





団体疾病・傷害保険のメリット

1 従業員ご本人さまだけでなくご家族も加入できます



2 所定の条件で退職後も継続加入が可能です!!

退職後も、満79才まで継続できます。詳しくはP16「ご退職後のお取り扱い」をご参照ください。

3 ご加入には健康診断書の提出や 医師の診査は不要です



健康状況に関する簡単な告知だけでOK!

(告知の内容によっては、新規のご加入・保険金額の増額ができない場合があります。)

WEBによる保険金請求手続きのご案内



スマートフォン等から簡単にWEB上で保険金請求連絡と手続きができるシステムです。
万一の際には、「保険金請求WEB」をご利用ください。

保 険 金 請 求 W E B の メ リ ッ ト

速い!

- 1 WEB上で保険金請求連絡および手続書類のダウンロードができます。
- 2 ケガでの保険金請求手続きは、所定の条件を満たせばWEB上で完結できます。



便利・
かんたん!

スマートフォン等で右記コードより「保険金請求WEB」へ遷移し、ガイドに従い入力するだけで手続きは簡単です。



スマートフォン等をご利用の方はこちら



<ご注意> 所得・本人介護補償、日常生活賠償・弁護士費用補償、ゴルフ向け保険は対象外になります。
三井住友海上事故受付センター【0120-258-189(無料)】にご連絡をお願いします。



保険を見直す3つのチェックポイント

1 自分自身や家族にとってのリスクを考えてみましょう

保険を選ぶときは、自分自身や家族にとって「何がリスクであるのか」をチェックしてみましょう。

社会人になったので、
自分で自分のケガや
病気に備えたい



突然の事故で自分が亡く
なったら、残された家族の
生活はどうなるのか？



自転車事故を
起こし、相手に
重傷を負わせた？



自分が働けなくなったら、
生活費や住宅ローンは
どうなる？

2 現在ご加入されている保険の補償内容を確認しましょう

リスクが把握できたら、そのリスクをカバーする保険の内容について、パンフレットでしっかり確認することが大切です。
必要な補償が備わったプランになっているか見直してみましょう。



3 自分にぴったりのプランを選びましょう

補償の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入するにはじっくり検討して、**自分と家族に合ったプラン**を選びましょう。



ご不明点等ありましたらお気軽に代理店にご相談ください。

(お問い合わせ先はパンフレットP19をご確認ください。)



保険期間

2027年1月1日午後4時から2028年1月1日午後4時まで1年間
月払(給与から引取り)

保険料のお払込方法

INDEX

商品ラインアップ P3

保障内容と保険料
団体疾病・傷害保険 P5

医療保障コース
(病気・ケガの補償) P5

傷害保障コース(ケガの補償)
所得・本人介護補償(オプション特約) P7

交通傷害保障コース
(交通事故によるケガの補償) P8

日常生活賠償・弁護士費用補償
携行品損害(オプション特約) P9

がん・三大疾病診断保険金(オプション特約)
ゴルファー向け保険 P10

新規加入・加入内容変更の手順 P11

団体疾病・傷害保険加入申込票
兼健康状況告知書への
ご記入案内・ご記入例・注意点 P12

ご加入にあたっての注意事項
団体疾病・傷害保険のご加入内容
確認事項 P15

お問い合わせ先 P19

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額
保険金をお支払いしない主な場合 別冊P1

個人情報の取扱いについて
保険金をお支払いする場合に
該当したとき 別冊P18

重要事項のご説明 別冊P20

P17に引受ガイドラインを記載していますのでご確認ください。

補償内容等の主な変更点

○補償年齢範囲の改定

医療保障コースおよびオプションの疾病補償は、0才(生後15日未満)からご加入いただきましたが、**改定により生後15日以上からのご加入に変更**となります。

○保険料の改定

補償内容の拡大や収支状況をふまえた保険料率の改定に伴い、保険料が変更になります。

団体疾病・傷害保険ラインアップ

区 分				ケガ・病気の時				
				死亡・ 後遺障害	入院	通院	手術	疾病放射線 治療
団体総合生活補償保険	医療保障コース (病気・ケガの補償)	基本補償	1A 1B		●	● (1Aのみ)	●	●
			2A 2B		● (成人病のみ)	● (成人病のみ) (2Aのみ)	● (成人病のみ)	● (成人病のみ)
		オプション	先進医療 2C					
			がん診断 3Y					
			三大疾病診断 3Z					
	傷害保障コース (ケガの補償)	基本補償	1D	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	● (ケガのみ)	
	交通傷害保障コース (交通事故によるケガの補償)	基本補償	1E	● (交通事故による ケガのみ)	● (交通事故による ケガのみ)	● (交通事故による ケガのみ)	● (交通事故による ケガのみ)	
	医療保障コース・ 傷害保障コース オプション	ケガ死亡・後遺障害		3A	● (ケガのみ)			
		所得補償		3C				
		本人介護		3D				
		日常生活賠償		3B				
		弁護士費用		3E				
		携行品損害		3M				
	golfer向け保険		1J 1K 1L					
			2J 2K 2L	● (ゴルフ中のみ) (2J・2K・2Lのみ)	● (ゴルフ中のみ) (2J・2K・2Lのみ)	● (ゴルフ中のみ) (2J・2K・2Lのみ)	● (ゴルフ中のみ) (2J・2K・2Lのみ)	

はじめての方のおすすめプラン

いざというときに十分な補償が受けられるよう、何がリスクであるかを考えましょう。



医療保障コース・1A (P5)

ケガや病気での入通院を手厚く補償!!
※病気による通院は退院後のみ補償



医療保障コース・2C (P5)

高度な先進医療の技術料に加え、
交通費・宿泊費も補償!!



想定
お支払い
事例

がんと診断され30日の入院の
間に手術をした後、先進医療を
受けたケース

<1A(10口)と2C加入の場合>

・疾病入院保険金 1,000円×10口×30日 = 300,000円
・疾病手術保険金 1,000円×10口×20 = 200,000円
・先進医療費用保険金(実費) = 1,000万円限度

合計 **500,000円** + 先進医療費用

ルネサスグループ団体疾病・傷害保険でこんな場合に備えましょう！

[illegible]

被害者になるリスクに備える

弁護士費用・3E (P9)

日本国内における偶然な事故により被害^(※)を被った被保険者が損害賠償請求や法律相談を行った場合に、次の保険金を保険金請求権者に支払う特約です。

弁護士費用等保険金300万円限度

法律相談費用保険金10万円限度

(※)・被保険者が被った身体の障害
・住宅または被保険者の日常生活用
動産の損壊または盗取

●弁護士に相談できる事故の事例
はP9をご覧ください。



加害者になるリスクに備える

日常生活賠償・3B(P9)

例1)
自転車に乗り、歩行者
と衝突しケガをさせた
場合の損害賠償を補償



例2)
買い物中あやまって商
品を壊した場合の損害
賠償を補償



裁判事例 自転車による加害事故例
約**9,521**万円の賠償判決

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
出典：一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？
自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～
(2025年8月版)」をもとに作成

注：判決認金額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（金額は概算額）。
上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

医療保障コース(病気・ケガの補償)



補償項目		医療保障コース★	
		基本補償	
		1A※1	1B※1
入院	病 気	1,000円 (疾病入院保険金日額)	
	ケ ガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)	
手術	病 気	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)	
	ケ ガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)	
通院	病 気 退院後の通院に 限ります	500円 (疾病通院保険金日額)	—
	ケ ガ	500円 (傷害通院保険金日額)	—
先進医療費用保険金額		—	—
口数の制限※4		1A/1Bと通算して1～20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1～15口の範囲内で加入)	

医療保障コースにご加入の方向けオプション		
成人病★		先進医療★※3
2A※2	2B※2	2C※1
1,000円 (成人病のみ) (疾病入院保険金日額)		—
—	—	—
入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 疾病放射線治療 20倍 (成人病のみ) (それぞれ疾病入院保険金日額の倍数)		—
—	—	—
500円 (成人病のみ) (疾病通院保険金日額)	—	—
—	—	—
—	—	1,000万円
2A/2Bと通算して1～20口の範囲内で加入 (被保険者が15才未満の場合は1～15口の範囲内で加入)		1口

※1 1A、1B、2Cのケガには、「天災危険補償特約」がセットされています。

※2 2A、2Bには、「成人病のみ補償特約」がセットされています。

※3 先進医療は国内のみの補償となります。

※4 複数のコースに加入される場合は、傷害入院保険金日額30,000円(15才未満は15,000円)、傷害通院保険金日額20,000円(15才未満は10,000円)、疾病入院保険金日額30,000円(15才未満は20,000円)、疾病通院保険金日額15,000円(61才以上・15才未満は10,000円)となるように口数を設定ください。

■1口あたり月払保険料

年 令	医療保障コース★	
	基本補償	
	1A	1B
生後15日～ 4才	280円	170円
5～ 9才	250円	140円
10～14才	220円	110円
15～19才	220円	110円
20～24才	250円	140円
25～29才	280円	170円
30～34才	310円	200円
35～39才	320円	210円
40～44才	320円	210円
45～49才	350円	240円
50～54才	420円	300円
55～59才	520円	390円
60～64才	680円	540円
65～69才	970円	800円
70～74才 (継続加入のみ)	1,350円	1,140円
75～79才 (継続加入のみ)	2,060円	1,790円

医療保障コースにご加入の方向けオプション		
成人病★		先進医療★
2A	2B	2C
20円	10円	一律 50円
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
20円	10円	
30円	20円	
40円	30円	
50円	40円	
70円	60円	
100円	90円	
160円	150円	
250円	230円	
380円	350円	
560円	510円	
980円	890円	

●上記のご年令は2027年1月1日時点の満年令となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。

詳細はP13「4. 健康に関する告知が必要な方」を参照ください。

<団体割引等>

・病気部分：37.0% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)

・傷害部分：43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。



ご存知ですか？入院と治療費による高額医療費のリスク

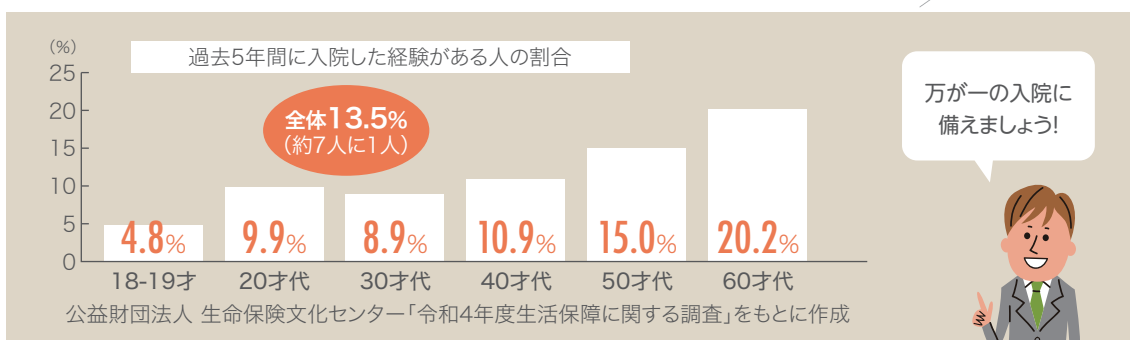
70才以上の方の骨折による入院件数は40代~60代の方の約3倍！

●厚生労働省「令和5年患者調査」をもとに作成



ケガと病気の入院は他人事ではありません！

労働世代の約7人に1人が入院を経験しています。

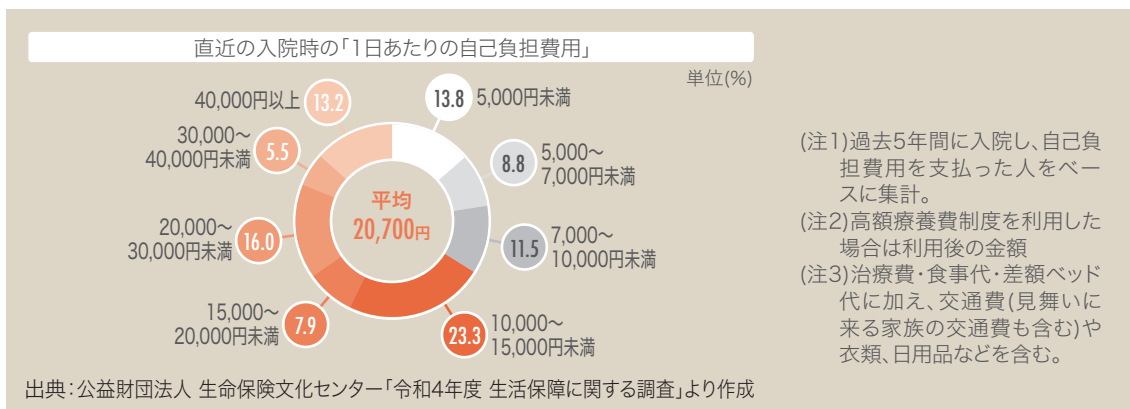


入院時の費用がどれくらいかかるかご存知ですか？

入院した場合にかかる費用に備えることで万が一の場合も安心です。



■入院時にかかる自己負担費用



想定 お支払い 事例

がんで30日入院し、入院中に手術を受けた場合

1Aコースに10口加入の場合

・疾病入院保険金1,000円×10×30=300,000円

・疾病手術保険金1,000円×10×20=200,000円

合計 500,000円



万が一の手術にも
備えられます！



傷害保障コース(ケガの補償)



セット名		傷害保障コース
補償項目		基本補償
		1D※1
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
ケガ死亡・後遺障害	
3A※1	
—	
—	
—	
500万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)	
4口	

※1 1D・3Aには、「天災危険補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年 令		傷害保障コース
		基本補償
		1D
年齢にかかわらず		一律 250円

医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
ケガ死亡・後遺障害	
3A	
一律 420円	

所得・本人介護補償(オプション特約)



セット名		医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
補償項目	所得補償★		本人介護★
	3C※2、※3		3D※4
保険金額		月額10万円	300万円
口数の制限		5口限度 ご加入直前12か月の所得の平均月間所得額の40%以内	1口

※2 3Cには、「天災危険補償特約(所得補償特約用)および精神障害補償特約(所得補償特約用)」がセットされています。

※3 3Cの免責期間は180日、てん補期間は1年間です。また、ルネサスグループにお勤めのご本人さまのみがご加入できます。

※4 3Dのフランチャイズ期間は180日です。(詳細は別冊P8をご確認ください。)本人介護(介護一時金支払特約)は、介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

■1口あたり月払保険料

年 令		医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
		所得補償★	本人介護★
		3C	3D
生後15日～ 4才		—円	20円
5～ 9才		—円	20円
10～ 14才		—円	20円
15～ 19才		90円	20円
20～ 24才		170円	20円
25～ 29才		220円	20円
30～ 34才		300円	20円
35～ 39才		420円	20円
40～ 44才		570円	20円
45～ 49才		730円	40円
50～ 54才		870円	100円
55～ 59才		970円	230円
60～ 64才		1,040円	520円
65～ 69才		1,250円	1,220円
70～ 74才 (継続加入のみ)		2,070円	2,750円
75～ 79才 (継続加入のみ)		3,100円	6,080円

●上記のご年齢は2027年1月1日時点の満年齢となります。

★印のコース・オプションに新規加入、増額の場合は告知が必要です。
詳細はP13「4. 健康に関する告知が必要な方」を参照ください。

<団体割引等>

- ・病気部分: 37.0% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)
- ・傷害部分: 43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)

交通傷害保障コース(交通事故によるケガの補償)



セット名		交通傷害保障コース
補償項目		基本補償
		1E※5
入院	ケガ	1,000円 (傷害入院保険金日額)
手術	ケガ	入院中の手術 20倍 入院中以外の手術 10倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)
通院	ケガ	500円 (傷害通院保険金日額)
傷害死亡・後遺障害		100万円 (傷害死亡・後遺障害保険金額)
口数の制限		20口(被保険者が15才未満の場合は15口)

※5 1Eには、「交通事故危険のみ補償特約」がセットされています。

■1口あたり月払保険料

年令		交通傷害保障コース
		基本補償
		1E
年令にかかわらず		一律 70円

<団体割引等>

・傷害部分:43.3% (団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。



想定お支払事例

傷害保障の想定事例

長期の通院治療にも備えられます!

スポーツ中に足を骨折し、20日間通院したケース

1Dコースに10口加入の場合

・傷害通院保険金 500円×10口×20日=100,000円

合計 100,000円



交通傷害保障の想定事例

身近なケガにも安心の補償です!

駅構内の階段で転び、背中を打撲。7日間通院したケース

1Eコースに10口加入の場合

・傷害通院保険金 500円×10口×7日=35,000円

合計 35,000円



日常生活賠償・弁護士費用補償(オプション特約)



補償項目	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償※1	弁護士費用※1※3
	3B	3E
保険金額	1億円	弁護士費用等 300万円 法律相談費用 10万円
口数の制限	1口	1口

※1 日常生活賠償は国内外補償(一部の補償は国内のみ)、弁護士費用は国内のみの補償となります。
所有する住宅を貸し出して賃料を得ている場合、原則お支払いの対象外となります。

■月払保険料

年 令	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	日常生活賠償	弁護士費用
	3B	3E
年令にかかわらず	一律 90円	一律 190円



弁護士に相談できる事故の事例

自転車事故のトラブル

自転車とぶつかり後遺障害を負ったが相手の提示額に納得できず弁護士に仲裁を依頼した。



自動車のトラブル

後ろから追突されたが相手が自分の非を認めず、賠償してくれない。

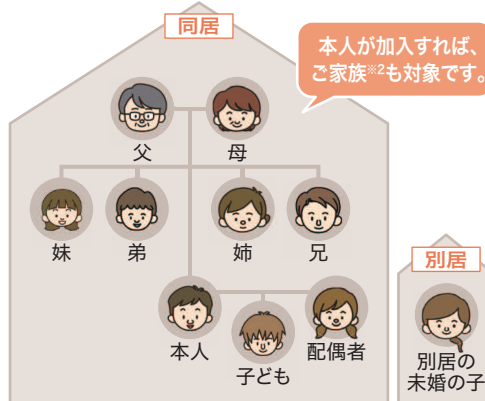


校内で起きたトラブル

校内で走ってきた相手とぶつかり大ケガ。相手の親との交渉について弁護士に相談した。



日常生活賠償特約は、被保険者欄に記入いただいた方とそのご家族※2が補償の対象となります。



※2 ご家族とは、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・別居の未婚の子をいいます。なお、これの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。同居であれば、上記のイラスト以外のご家族の方も補償の対象となる場合があります。

※3 弁護士費用補償特約の被保険者の範囲については、「団体疾病・傷害保険パンフレット別冊」をご確認ください。

携行品損害(オプション特約)



補償項目	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	携行品損害	
	3M	
保険金額	30万円(免責金額3千円)	
口数の制限	1口	

携行品損害の単独加入はできません。
医療保障コースまたは傷害保障コースにご加入の方のみ、オプションとしてご加入いただけます。

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。

●損害保険金算出時の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。
通貨または、乗車券等(注)もしくは小切手については1事故につき、5万円が限度となります。

(注)乗車券等

鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。ただし、定期券およびプリペイドカードは含みません。

●損害の額は、再調達価額によって定めます。

■月払保険料

年 令	医療保障コース・傷害保障コースにご加入の方向けオプション	
	携行品損害	
	3M	
年令にかかわらず	一律 350円	

がん・三大疾病 診断保険金(オプション特約)

新規でのご加入はできません



補償項目	医療保障コース(1A・1B)にご加入で3Y・3Zに既にご加入の方向けオプション	
	がん診断保険金	三大疾病診断保険金
	3Y	3Z
保険金額	100万円	100万円
口数の制限	1口	1口

■月払保険料

年 令		がん診断保険金		三大疾病診断保険金	
		3Y		3Z	
生後15日～ 4才	40～44才	20円	470円	50円	690円
5～ 9才	45～49才	20円	700円	50円	1,020円
10～14才	50～54才	20円	870円	50円	1,260円
15～19才	55～59才	20円	1,390円	50円	2,000円
20～24才	60～64才	30円	2,710円	60円	3,850円
25～29才	65～69才	100円	3,640円	160円	5,140円
30～34才	70～74才	190円	4,670円	290円	6,570円
35～39才	75～79才	290円	4,710円	450円	6,680円

●上記のご年令は2027年1月1日時点の満年令となります。

<団体割引等>

・病気部分:37.0% (団体割引30%、損害率による割引10%適用)

ゴルフアー向け保険

●ご家族内で補償を希望される方それぞれがお申込みください。
ご加入いただける方の範囲はP15をご確認ください。



補償内容	1J	1K	1L	2J	2K	2L
ゴルフアー賠償責任保険金額	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ホールインワン・アルパトロス費用保険金額	100万円	60万円	30万円	100万円	60万円	30万円
ゴルフ用品保険金額	60万円	40万円	20万円	60万円	40万円	20万円
傷害死亡・後遺障害保険金額	－	－	－	1,000万円	600万円	300万円
傷害入院保険金日額	－	－	－	15,000円	9,000円	4,500円
傷害手術保険金	－	－	－	入院中手術 10倍 入院中以外の手術 5倍 (それぞれ傷害入院保険金日額の倍数)		
傷害通院保険金日額	－	－	－	10,000円	6,000円	3,000円

●免責金額はありません。

●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊P14をご参照ください。

- ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

■月払保険料

セット名	1J	1K	1L	2J	2K	2L
保険料	1,090円	690円	350円	1,310円	830円	430円

<団体割引等>

・傷害部分:43.3%(団体割引30%、損害率による割引10%、大口契約割引10%適用)。

新規加入・加入内容変更の手順

1

加入内容・加入状況の確認

現在、ご加入されていますか？

YES

被保険者欄に
現在のご加入内容の印字があります。

現在のご加入
内容を…

①変更しない

②変更する

加入申込票の
提出は不要です。

NO

今回は
加入を…

①検討しない

②検討する

加入申込票の
提出は不要です。

2

ご加入内容のご選択

I 基本保障の選択

- (1A) 医療保障(病気・ケガ入院)★
- (1B) 医療保障(病気・ケガ入院)★
- (1D) 傷害保障(ケガ死亡・後遺障害、ケガ入院)
- (1E) 交通傷害保障(ケガ死亡・後遺障害、ケガ入院)

II オプションの選択

(1A) (1B)を選んだ方

- (2A) 成人病入院★
- (2B) 成人病入院★
- (2C) 先進医療★
- (3A) ケガ死亡・後遺障害
- (3B) 日常生活賠償
- (3C) 所得補償★
- (3D) 本人介護★
- (3E) 弁護士費用
- (3M) 携行品損害

(1D)を選んだ方

- (3A) ケガ死亡・後遺障害
- (3B) 日常生活賠償
- (3C) 所得補償★
- (3D) 本人介護★
- (3E) 弁護士費用
- (3M) 携行品損害

(1E)のみを選んだ方

- オプションはありません

III その他の保障の選択

下記は上記Iの付帯に関わらず加入できるので必要に応じて加入ください。

- ゴルフ向け保険(1J)～(2L)

左記で★印のコース・オプションに新規加入・増額の場合、告知の質問①～③(③は本人介護にご加入の場合のみ)の回答が必要です。

質問項目の詳細については、加入申込票裏面またはネット画面をご確認ください。

告知の質問①～③(③は本人介護にご加入の場合のみ)にひとつでも【はい】がある場合は加入できません。

3

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書のご記入

P12団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書へのご記入例を参照のうえ、ご記入・ご提出ください(提出先はP19を参照)。

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書へのご記入例

ルネサスグループ（在職者） 団体疾病・傷害保険 加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP1 申込情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

1 加入申込日 令和 9 年 9 月 10 日

2 従業員番号 0000000000

3 手続区分 下記いずれかに○を付けてください。

4 住所 記入不要

5 氏名 駿河台 太郎

6 生年月日 2027 年 5 月 10 日

7 性別 男

8 健康状況告知書質問事項回答欄

9 他保険契約等・保険金請求歴がある場合は、こちらにも確認のうえご記入ください。

10 合計保険料（前年使用分） XXXX

11 合計保険料（前年使用分） XXXX

STEP1

- 書類記入日をご記入ください。
- 従業員番号に誤りがないかご確認ください。修正が必要な場合は該当箇所を二重線で削除し、訂正内容を手書きでご記入ください。
- 手続区分に○を付けてください。
- 加入内容・告知内容をご確認のうえ、申込者ご自身でご署名ください。

STEP2

- 補償の対象となる方の氏名をカタカナで記入し、生年月日、年令、性別をご記入ください。（年令は2027年1月1日時点の満年令をご記入ください。）

⚠ 訂正される場合は、加入者が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名してください。

- 右下「◆団体との関係」をご確認のうえ、該当の番号をご記入ください。
- 加入申込票（裏面）の職種コード一覧を参考に職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。
- 〈健康状況告知書質問事項回答欄〉告知が必要となるお申込みの種類

医療保障コース（病気・ケガ（1A・1B））、成人病（2A・2B）、先進医療（2C）、所得補償（3C）、本人介護（3D）に、

（1）新たにご加入される方。

（2）ご加入内容を増額される方。

本加入申込票最終ページ裏面の健康状況告知書質問事項をご覧ください。質問①～③（③は本人介護にご加入の場合のみ）に○をつけてください。いずれかが「はい」の方は、ご加入いただけません。

⚠ 訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名（⇒訂正項目付近に被保険者ご自身（15才未満の場合は親権者）が署名）してください。

<告知者ご署名欄>

被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。（例：親権者 駿河台 太郎）

STEP3

- 他保険契約等・保険金請求歴につき、全被保険者分につきご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。
- パンフレットをご参照のうえ、合計保険料を必ずご記入ください。

団体疾病・傷害保険加入申込票 兼 健康状況告知書ご記入のご案内 (必ずお読みください)

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

団体構成員である申込人が被保険者に代わってご回答いただくことはできません。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身がご回答ください。

1 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

2 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○:あり、×:なし)		回答が必要な質問事項 (○:回答要、×:回答不要)		
疾病補償 (1A、1B、2A、2B、 2C、3Cセット)	本人介護補償 (3Dセット)	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約
	所得補償(MS&AD型)特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護

5 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償(MS &AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

7 その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- ・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
- (*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金 補償 (待機期間不設定型) 特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
介護一時金支払特約 本人介護	＜告知の結果、お引受けできる場合＞
先進医療費用保険金 補償特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
所得補償 (MS & AD型) 特約	加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。
	なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することができます。
	＜告知の結果、お引受けできない場合＞
	ご加入をご継続いただくことができません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

※ 最終頁裏面の質問事項に正確にご回答ください。			
質問①	質問②	質問③	特定疾病対象外欄
LKA はい ③	LKH はい ③	L1A はい ③	506 疾病コード
いいえ ④	いいえ ④	いいえ ④	507 疾病・症状名(カナ)
			ヨウシキツヨク 三住 太郎
お引受け可否は最終頁裏面を参照ください			
※ (注1)をご確認のうえ、必ず被保険者ご本人がフルネームでご署名ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方が署名してください。			
告知者ご署名欄			
LW8(告知日) 令和 R × 年 10 月 1 日			
(告知者ご署名) 三住 太郎			

- ・各疾病コードに属する疾病・症状は、次頁の表または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。
- ・ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



■疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記載されている疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	疾病・症状
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈（心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。）、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎（細菌性以外）、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中（脳出血、脳梗塞（脳軟化）を含みます。）、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作（TIA）、脳動静脈奇形（脳動静脈瘤）、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤（動脈解離を含みます。）、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ（関節・筋肉）
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス（腸閉塞）、急性胃粘膜病変、憩室炎（憩室症）、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ（良性）、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ（良性）、胆管炎
	B3	脾臓がん、急性脾炎、慢性脾炎、脾石症、脾腫、脾のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎（肋膜炎）、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症（肺膿瘍を含みます。）、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息（小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。）、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎（蓄膿症を含みます。）、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器官系の疾患	D0	腎盂腎炎（腎盂炎）、ネフローゼ（症候群）、腎炎（慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。）、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ（良性）、子宮頸管ポリープ（良性）、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石（腎臓結石、尿管結石、膀胱結石）
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症（バセドウ病を含みます。）、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍（良性）
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核（腎結核を除きます。）、
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎（慢性中耳炎を含みます。）、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎力リエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症（ギックリ腰）
	J1	膠原病*、骨髄炎（急性化膿性骨髄炎を含みます。）、半月板損傷、ばね指（手指屈筋腱腱鞘炎）、特発性大腿骨頭壊死 ※ペーシェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎（結節性多発動脈炎）、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎（チャグ・ストラウス症候群）、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤（アテローム）
新生物	M0	悪性新生物（がん）（上皮内新生物を含みます。）、
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害（不安障害を含みます。）、ストレス関連障害（パニック障害、適応障害を含みます。）、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかわる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記<Q1>の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

ご加入にあたっての注意事項

- この保険はルネサスエレクトロニクス株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

- お申込人となる方はルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員に限ります。
- この保険で被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹をいいます。）です。
- ご本人の加入有無にかかわらず、ご家族だけでもご加入いただけます。

(*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
(ただし、区分E安心丸で既にご加入いただいている、同居の親族(孫、甥、姪等)の方は引き続きご加入いただけます。新規のご加入はできません。)

● 年令資格

コース・オプション	新規・追加加入	継続加入
医療保障 (1A, 1B, 2A, 2B, 2C, 3C, 3D)	満69才以下	満79才以下
医療保障 (3Y, 3Z)	不可	満79才以下
その他	年令制限はありません。※	年令制限はありません。※

※在職中の加入年令に制限はありませんが、退職後の継続加入においては年令制限があります。詳しくは「ご退職後のお取り扱い」をご確認ください。

●この保険の保険期間は1年間(2027年1月1日午後4時から2028年1月1日午後4時まで)となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。

●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

■保険料払込方法

月払です。加入時点(毎月1日)の翌々月の給与から控除となります。

■中途加入・変更・脱退の取扱い

- 中途加入…毎月1日付で中途加入が可能です。
- 補償変更・脱退…代理店・扱者までお問い合わせください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

引受保険会社		引受割合		
		医療保障※1	傷害保障※2 交通傷害保障等	ゴルフ保険
幹事保険会社	三井住友海上火災保険(株)	100%	93%	60%
非幹事保険会社	(株)損害保険ジャパン	—	—	35%
非幹事保険会社	東京海上日動火災保険(株)	—	7%	5%

※1 医療保障：1A、1B、2A、2B、2C、3Y、3Z

※2 傷害保障、交通傷害保障等：1D、1E、3A、3B、3C、3D、3E、3M

<税法上の取扱い> (2026年7月現在)

●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、傷害保障コース、交通傷害保障コース等の場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

<ご退職後のお取扱い>

●ご退職時に、1年以上^(※)継続してこの保険に加入されていた本人・家族の方は退職後も引き続き加入することができます。

(退職されてからの新規ご加入や被保険者の追加をすることはできません。また、所得補償(3C)、ゴルフ向け保険(1J～1L、2J～2L)、携行品損害(3M)は退職後のご加入はできません。)

(※)過去に同制度を脱退している場合、その脱退以前の加入期間を含みません。

■年令資格

補償の追加・増額	満69才まで
継続加入	満79才まで

■保険料払込方法

- ・退職時…一括して当年度分の保険料をお払込みいただけます。
- ・翌年度以降…指定口座から年1回(2月)の引落としです。

■加入限度口数

医療保障コース (1A,1B,2A,2B)	10口まで
傷害保障コース (1D)	
交通傷害保障コース (1E)	
ケガ死亡・後遺障害オプション (3A)	2口まで
上記以外	1口

●医療補償部分についてのみ一定の条件を満たした場合には、三井住友海上あいおい生命保険(株)の終身医療保険へお切替のうえ、ご加入いただくことが可能です。

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

●団体総合生活補償保険共通

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

<団体総合生活補償保険 (MS & AD型) >

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【病気の補償】

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

【ケガの補償】

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】

保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

<ゴルフ向け保険(団体総合生活補償保険) >

・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)

・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【団体保険制度】引受ガイドライン

ルネサスグループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定されます。**保険金のお支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなります。**ルネサスグループの団体保険制度は、魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上または過去2年間で事故4回以上	・加入者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	過去2年間で通院保険金お支払金額が、合計で「50万円」を超過した場合	・加入者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
D	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合 など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびそのグループ会社に提供することがあります。

団体疾病・傷害保険のご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- ・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- ・保険金額（ご契約金額）
- ・保険期間（保険のご契約期間）
- ・保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

- ①皆さまがご確認ください。
- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
 - ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- ②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
- ◆「所得補償特約をお申込みの場合のみ」ご確認ください。
保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の40%以下となるような口数でお申込みされていますか？
 - ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

Memo

「申込票兼告知書」提出先・お問い合わせ先

株式会社 日立保険サービス

事業所名	所在地	電話番号
首都圏営業一部	東京都台東区東上野 2-16-1 上野イーストタワー	03-6635-8901
東北営業所	宮城県仙台市青葉区一番町 4-1-25 JRE 東二番丁スクエア 7 階	03-6635-8922
勝田支社	茨城県ひたちなか市勝田中央 14-8 ひたちなか商工会議所会館	03-6635-8925
関越営業所	群馬県高崎市西横手町 111 ルネサスエレクトロニクス株式会社 内	027-352-9009

NEC ビジネスインテリジェンス株式会社

事業所名	所在地	電話番号
第二個人営業グループ (首都圏・その他)	神奈川県川崎市中原区下沼部 1753 NEC 玉川ルネッサンスシティN棟 7 階	フリーダイヤル 0120-346069
第二個人営業グループ (福岡・大分・山口)	福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-1 NEC 九州システムセンター 3F	フリーダイヤル 0120-346069
第二個人営業グループ (熊本)	熊本県熊本市中央区南熊本 5 丁目 1-1 グラン南熊本 511 5F	フリーダイヤル 0120-346069

MEIS保険サービス株式会社

事業所名	所在地	電話番号
首都圏営業課	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号 明治安田生命ビル 7 階	03-5219-5511
西条出張所	愛媛県西条市ひうち 8 番 6 号 (ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング(株) ひうち寮 2 階)	0897-52-1814

2026 年 7 月時点

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

こちらからアクセスできます。

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)

事故の連絡は、「インターネット受付」が簡単・便利です。

インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらからアクセスできます。



※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください

HIS26-07-116 (B)(D)

引受幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に 2027 年 4 月 1 日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。

A26-100558 承認年月：2026 年 7 月